

海外入国者防疫管理フロー図(空港入国者用)

〈防対本(疾病管理庁中央防疫対策本部)海外出入国管理チーム、2022.3.21(月)〉

◆ PCR 陰性確認書を未所持(非適合含む)である内・外国人は航空機搭乗制限(予防接種の有無は関係なし)

※ただし、到着後に PCR 陰性確認書の非適合等が確認された場合、

内国人は施設隔離 5 日(費用自己負担)+自宅隔離 2 日、外国人は入国不許可措置

※ PCR 陰性確認書の提出例外対象は、公示事項内「PCR 陰性確認書提出 FAQ」を参考

◆ 検疫情報事前入力システム(Q-CODE)運営案内

-仁川空港を通じて入国する乗客を対象に全面施行、今後は地方空港及び港湾に拡大予定

-Q-CODE システム利用者は、健康状態質問書及び特別検疫申告書は未提出(システムで確認)

※利用対象及び利用方法等の詳細は、<https://cov19ent.kdca.go.kr/> で確認可能

◆ 海外入国者は、入国後 6~7 日目に迅速抗原検査(RAT)を実施

(注:入国後1日目のPCR検査も必要)

- (RAT 方法)自宅検査又は、医療機関、選別診療所を訪問

※ 60 才以上の海外入国者は、保健所・選別診療所で PCR 検査可能

-施設隔離者は、臨時生活施設で、入国後 6~7 日目に PCR 検査を実施(現行維持)

◆ 予防接種完了者対象の隔離免除実施(国内:22.3.21~、海外:22.4.1~)

-ただし、予防接種完了者隔離免除除外国家発の入国者は隔離免除不可

-海外予防接種完了者の入国後の手続は、「国内予防接種完了者」と同一(4.1.~)

区分	事前入力システム(Q-code)を通じた検疫情報入力			適用時点
	① 入国情報	② 接種履歴	③ 証明書	
国内予防接種完了者	⇒ 旅券情報等を直接入力	⇒ 接種履歴が自動連携	⇒ 証明書添付不要	22. 3. 21~
海外予防接種完了者	⇒ 旅券情報等を直接入力	⇒ 接種履歴を直接入力	⇒ 証明書添付必要	22. 4. 1~

※予防接種完了者の定義

▲(国内予防接種完了者) 国内で、入国日基準で2次接種を完了※したか、2次接種後3次(ブースター)接種を完了した人で、接種履歴を立証できる人をいう

※国内承認ワクチン2次接種(ヤンセンは1次接種)後14日~180日

-(立証方法) 検疫情報事前入力システム(Q-CODE)に情報入力後、発給されたQRコードで予防接種履歴を確認

※国内接種完了者の接種履歴は事前入力システムに自動連携(証明書添付不要)

▲(海外予防接種完了者) 海外で、入国日基準で2次接種を完了※したか、2次接種後3次(ブースター)接種を完了した人で、接種履歴を立証できる人をいう

※WHO承認ワクチン2次接種(ヤンセンは1次接種)後14日~180日

-(立証方法) 検疫情報事前入力システム(Q-CODE)に情報入力後、発給されたQRコードで予防接種履歴を確認

※海外での接種完了者は、事前入力システムに接種履歴証明書の添付が必須

※「海外予防接種完了者」のうち、入国前の接種履歴が、保健所訪問等を通じて国内予防接種証明システムに登録されている場合には、「国内予防接種完了者」と同一と見なす

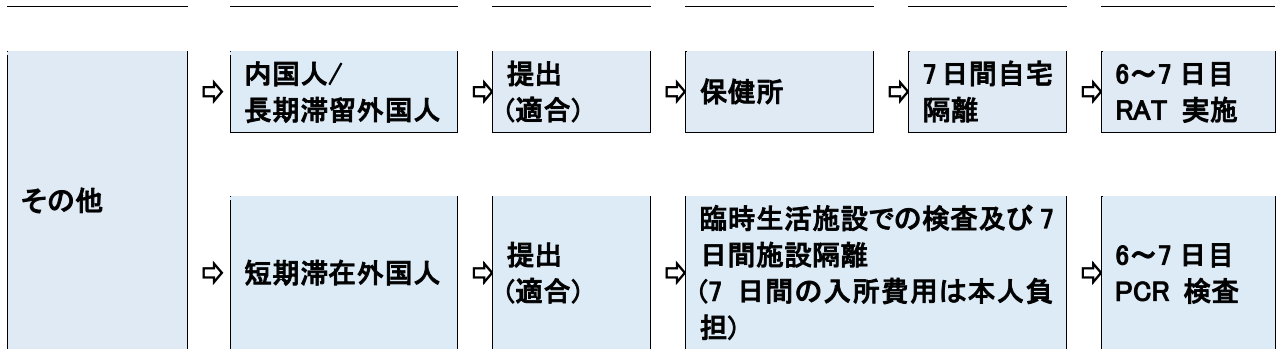
□有症状者

区分	PCR 検査	検査結果	措置事項
有症状者	⇒ 入国場又は中央検疫医療支援センター(検疫所隔離施設)	⇒ 陽性	⇒ 自宅又は病院又は生活治療センターに移送
		⇒ 陰性	⇒ 各対象者別の無症状者手続に従う (入国後1日以内の診断検査は完了したとみなす)

□無症状者

○隔離免除書未所持者

区分	PCR 陰性 確認書	入国後 1 日 目 PCR 検査	隔離	追加検査	
国内予防接種完了者 ※海外接種完了者も手続同一(4.1.~)	⇒ 内国人/長期滞留外国人	⇒ 提出(適合)	⇒ 保健所	⇒ 陰性確認後隔離免除(受動監視)	⇒ 6~7日目RAT実施
	⇒ 短期滞在外国人	⇒ 提出(適合)	⇒ 仁川空港コロナ19検査センター又は医療機関(費用自己負担)	⇒ 陰性確認後隔離免除(受動監視)	⇒ 6~7日目RAT実施

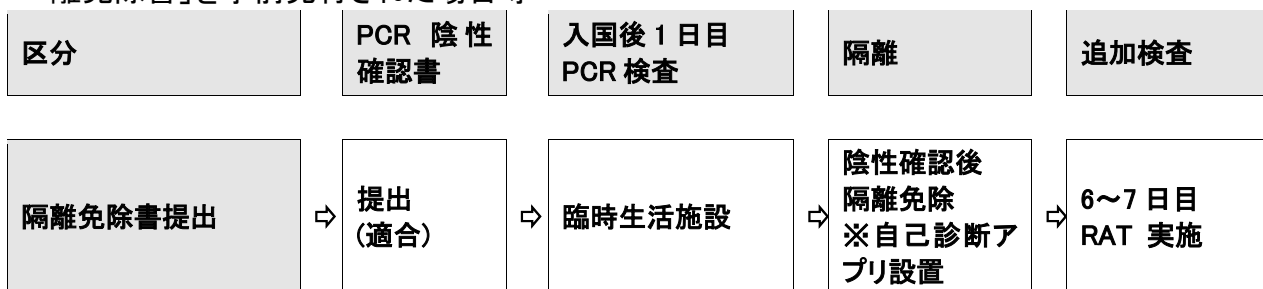


※予防接種証明書は予防接種サポートHP(<https://nip.kdca.go.kr/>)又は政府 24(www.gov.kr)
で出力可能であり、予防接種確認書は保健所でのみ発行可能

※移動方法※:乗用車(自家用車)又は防疫交通網を利用(ただし、パスポートに「予防接種完了」
ステッカーが付着した人は、公共交通等その他交通体系の利用が可能)

※ 22年4月1日から、すべての海外入国者を対象とした防疫交通網の利用中断(公共交通の
利用が可能)

○隔離免除書所持者→詳細は中央事故収拾本部「海外入国者隔離免除書発行指針」による
※A1(外交)・A2(公務)・A3(協定)ビザ所持者又は入国前に韓国大使館(又は関係省庁)から「隔
離免除書」を事前発行された場合等



※ SOFA 協定適用者(駐韓米軍、関連者)は、全員駐韓米軍部隊で PCR 検査実施

※ Aビザ所持者のうち、事前入力申告システムで予防接種歴が確認された場合、上段の予防接
種完了者と同じ手続で入国

【出典URL(韓国保健福祉部)】

http://ncov.mohw.go.kr/upload/viewer/skin/doc.html?fn=1647936142532_20220322170222.pdf&rs=/upload/viewer/result/202203/